

神崎郡ごみ処理施設建設用地選定委員会設置要綱

平成 30 年 8 月 1 日

(設置)

第 1 条 神崎郡次期ごみ処理計画検討委員会で計画しているごみ処理施設の建設用地（以下「用地」という。）を選定するため、神崎郡ごみ処理施設建設用地選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌し、その調査及び検討結果を中播北部行政事務組合管理者、市川町長、福崎町長、神河町長に報告する。

(1) 用地の評価、選定に関すること。

(2) その他必要なこと。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 15 人以内で組織し、次に掲げる者の中から中播北部行政事務組合管理者（以下管理者という。）が委嘱する。

(1) 識見を有する者

(2) 地域住民代表者

(3) 神崎郡各町議会議員

(4) 関係行政機関の職員

(任期)

第 4 条 委員の任期は、第 2 条の任務が終了するまでとする。

2 委員に欠員が生じ、委員を補充する場合は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長 1 名を置くものとし、委員の中から互選により選任する。

2 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けるときはその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員会を初めて招集するときは中播北部行政事務組合管理者が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第 7 条 委員長は、必要に応じて会議に関係職員等を出席させ説明を求めるこ

とができる。

(委員の守秘義務)

第 8 条 委員及び委員以外の者は、職務上知り得た秘密及び事業の適正な遂行に支障を及ぼす恐れのある情報を漏らしてはいけない。

2 前項の規定は、任期が終了したのちも同様とする。

(事務局)

第 9 条 委員会の事務局は中播北部行政事務組合に置く。

(補足)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、委員会運営のために必要な事項は委員長が委員会に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。